

# 入札説明書

## 1 入札執行者

福井県クルマに頼り過ぎない社会づくり推進県民会議会長 前田 洋一

## 2 入札に付する事項

### (1) 業務名

嶺南地域公共交通乗り換えマップ作成業務

### (2) 契約場所

福井県地域戦略部交通まちづくり課内

福井県クルマに頼り過ぎない社会づくり推進県民会議事務局

### (3) 契約期間

契約日から令和3年3月15日（月）まで

### (4) 業務内容・仕様等

入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

## 3 入札の方法

一般競争入札による。

## 4 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、福井県財務規則第146条に基づき知事が定める一般競争入札参加の資格（物品の製造または購入契約にかかる競争入札参加者の資格等（昭和42年1月24日福井県告示第27号）により福井県競争入札参加者名簿に登載されたものに限る）を有する者で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) この入札に関する業務を履行する能力を有すると認められる者であること。

(4) 県内に、本店、支店、営業所または事業所があること。

(5) 県税を滞納していないこと。

(6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を

- いう。以下同じ。) または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

## **5 入札説明書等の交付**

- (1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問い合わせ先
- 〒910-8580  
福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県地域戦略部交通まちづくり課内  
福井県クルマに頼り過ぎない社会づくり推進県民会議事務局  
電話 0776-20-0774
- (2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、ホームページで公開する。

## **6 入札参加資格の申請手続きおよび審査結果通知**

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書(別紙様式1)に必要な書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県クルマに頼り過ぎない社会づくり推進県民会議の審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請書等の提出期間  
令和2年12月18日(金)16時から令和2年12月25日(金)16時まで
- (2) 申請書等の提出先  
〒910-8580  
福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県地域戦略部交通まちづくり課内  
福井県クルマに頼り過ぎない社会づくり推進県民会議事務局
- (3) 申請書等の提出方法  
持参または郵送すること。(郵送する場合は簡易書留郵便とする。)
- (4) 入札参加資格確認の結果通知  
入札参加資格確認の結果は、入札参加資格確認申請書を提出した者に対し、書面により通知する。

## **7 入札説明書等に関する質問書の提出および回答通知**

- (1) 質問書の提出期間  
令和2年12月18日(金)16時から令和2年12月25日(金)16時まで
- (2) 質問書の提出先  
〒910-8580  
福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県地域戦略部交通まちづくり課内  
福井県クルマに頼り過ぎない社会づくり推進県民会議事務局

電 話 0776-20-0774

FAX 0776-20-0729

(3) 質問書の提出方法

入札説明書等に関する質問がある場合は、書面により提出すること。

なお、当該書面は持参または郵送を原則とするが、次のいずれもの要件を満たす場合には、電送による提出も認める。

ア 質問の内容が調達物品および入札説明書に関する事項であること。

イ 質問者が確認できること。

ウ 後日、書面により郵送を行うこと。

(4) 回答

質問に対する回答は、書面により速やかに質問者に対して行う。

## **8 入札書の提出および開札**

(1) 入札書の提出期間

令和3年1月6日（水）9時から令和3年1月7日（木）16時まで

(2) 入札書の提出方法

6（3）と同様とする。

(3) 開札日時

令和3年1月8日（金）10時

(4) 開札場所

福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県地域戦略部交通まちづくり課内  
福井県クルマに頼り過ぎない社会づくり推進県民会議事務局

## **9 この入札に係る一連の手続きおよび契約に関する手続きにおいて使用する言語および通貨**

日本語および日本国通貨とする。

## **10 入札保証金に関する事項**

(1) 入札参加者が、次に該当する場合は、入札保証金を免除する。

ア 入札参加者が、保険会社との間に福井県クルマに頼り過ぎない社会づくり推進県民会議を被保険者とする「入札保証保険契約」を締結し、当該「保険証券」を提供したとき。

イ 一般競争入札に付する場合において、福井県財務規則第146条第3項に規定する名簿に登載されている者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 入札保証金の納付

前項規定による入札保証金の納付免除に該当しない入札参加者は、見積もった金額（税込）の100分の5以上の入札保証金を、令和3年1月8日（金）9時30分までに、福井県クルマに頼り過ぎない社会づくり推進県民会議事務局に納入しなければなら

ない。

なお、落札しなかった者の入札保証金は、落札決定後、即日還付する。

(3) 入札保証金を納付する場合、納付に代えて提供できる担保

ア 国債、地方債

イ 政府の保証のある債券

ウ 銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、その他貯金の受入れを行う組合が振り出しまたは支払保証をした小切手

エ 日本銀行が適格担保として認める社債

なお、以上に掲げた担保の価値は、国債および地方債については額面金額、小切手については小切手金額、その他のものについては市場価格（日本証券業協会が発表する当該入札日前一週間程度における市場価格とする。）の8割に相当する金額とする。

## **1.1 契約保証金に関する事項**

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の全部または一部の納付が免除される。

(1) 契約者が、保険会社との間に福井県クルマに頼り過ぎない社会づくり推進県民会議を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。

(2) 過去2年間に国、地方公共団体、公団あるいは県の公社等と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

## **1.2 入札および開札**

(1) 入札参加者は、入札公告およびこの入札説明書ならびに契約条項を熟読し、入札に参加しなければならない。この場合において、入札説明書等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札参加者は、入札書（別紙様式2）を持参または郵送（郵送する場合は簡易書留郵便とする。）により提出期間内に提出しなければならない。

なお、入札書には次に掲げる事項を記載するものとする。

ア 入札金額（記載金額は日本国通貨に限る。）

イ 入札者本人の氏名（法人の場合は、その名称または商号ならびに代表者の氏名）・住所および代表者印の押印（社印を使用する場合は、社印も押印のこと。）

- (4) 入札参加者は代理人をして入札させるときは、委任状（別紙様式3）を提出しなければならない。
- (5) 入札参加者またはその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (6) 入札参加者は、提出した入札書を書き換え、変更または取消しすることができない。
- (7) 開札は、入札参加者またはその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札参加者またはその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (8) 入札回数は初回を合わせて2回を限度とする。

### **1.3 入札の無効**

福井県財務規則第151条に定めるほか、この入札に参加する者に必要な資格のない者、申請書等を提出期限までに提出しなかった者、当該資格の有無に係る審査の申請において虚偽の申請を行った者のした入札は無効とする。

### **1.4 再度入札**

開札の結果、落札者がいないときは、再度入札を執行する。

### **1.5 落札者の決定に関する事項**

- (1) この入札に係る契約の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 前項の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

### **1.6 契約書作成の要否および契約条項**

- (1) 契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約条項は、別紙の契約書（案）のとおりとする。
- (3) 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する消費税および地方消費税の額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

### **1.7 その他**

この入札において、最低制限価格は設定しない。